



その3分の1納めたとして認めらるってどういうことなの。



例えば、12カ月免除を認められたとすると、12カ月の3分の1の4カ月は保険料を納めたとして年金の計算に認めてくれるんだよ。



なるほど、納めることが難しいときは、絶対に相談するべきだね。



それじゃ、半額免除について説明するよ。

今までは、全額免除しか無かったんだ。毎月、全額を納めるのは無理だけれども、半額なら納められるという人のために、平成14年度から新設されるのが半額免除制度なんだよ。



それじゃ、全額免除と半額免除はどう違うの。



保険料の半額の納付を10年間延ばすことは全額免除と同じだけれど、半額免除の違うところは、保険料の半額を納めなければ、受給資格期間として計算されないんだよ。そのかわり、半額免除が1年間認められ半額保険料を1年間納めると年金を受け取る金額の計算のときは、3分の2の8カ月納めたとして認めてくれるんだ。



そうすると、半額免除は保険料の半額を必ず納めなくてはならないんだね。

ところで、免除はどんな人が認められるの。



簡単に言うと免除申請をする人の世帯の前年の所得によるんだけれども、もう少し詳しく説明すると、免除申請をする人とその世帯主、免除申請をする人とその配偶者も次の免除基準を満たしていないとだめなんだ。

◎全額免除基準

35万円×(本人+扶養親族の数)+19万円(扶養親族がある場合のみ加算)

◎半額免除基準

前年の所得-各種所得控除額計Ⅱ68万円

それじゃ、わが家をモデルにして計算してみるよ。

国民太郎(夫)・国民花子(妻)・国民一郎(子)の3人家族だから35万円×3人+19万円=124万円となり、僕の前年の所得が124万円以下で、あなたの前年の所得が35万円以下のときは、全額免除が認められるんだよ。



半額免除の各種所得控除額とというのはどんなものなの。



半額免除の各種所得控除額は、医療費控除額や社会保険料控除額、配偶者特別控除額などさまざまな所得控除があるから、それぞれの人でいちがいになんか所得控除額とはいえないな。申請をする人が、窓口に行ったときに、相談してみるのが一番いいと思うな。

学生納付特例の内容が変わります

内容が変わります



次に、学生納付特例について変わったところの話を聞かせてよ。



まず先に、この制度について説明するよ。

学生の方は、平成3年4月から国民年金第1号被保険者として、保険料を納めなくてはならなくなったんだ。

でも学生の方は、収入が少なく保険料を納めることが難しいため、両親に保険料の納付を頼る人も多いよね。でも、両親も学費や生活費などの仕送りのほかに、保険料を払う親の経済的負担が大きくなるため、学生の方の保険料の納付を10年間延ばし、働くようになったから納めることができるようになった『学生納付特例制度』が導入されてきたんだ。



なるほど、なるほど。それで、これまでと何が変わったの。



今まで対象となっていなかった定時制の生徒や通信教育を受けている方についても平成14年度から対象とされるんだ。

第3号被保険者届出の方法が変わります



第3号被保険者の届出って何なの。



そうか、これについても初めてから説明しておこう。正式には『国民年金第3号被保険者』というんだ。

これは、一般的には厚生年金や共済年金などに加入しているご主人に扶養されている奥さんなど、配偶者が該当するんだ。

3号届を出すことで奥さんの年金保険料を支払わなくても、支払ったこととして認めてくれるんだ。



それで、どこが変わったの。



今までは、3号届出は本人が市役所に届出を出すことになっていたんだ。

平成14年4月からは、ご主人の事業所がこの手続きをすることになったんだ。



そうすると、私たちが手続きをする必要がなくなったことは、忘れたり、遅れたりということが無くなって便利になるということなんだね。



そういうことだね。

※国民年金制度について詳しく知りたい方は、市のホームページをご覧ください。なるか、保険年金課国民年金係までお問い合わせください。

問い合わせ

保険年金課
(☎1771)
Eメール
nenkin@city.noboribetsu.hokkaido.jp